

令和6年度 町政懇談会

次 第

1 町長挨拶

2 町からの説明

○令和6年度主要事業等の取組状況について

○令和5年度決算及び町の財政状況について

《休 憩》

3 町政全般について意見交換

日 時 令和6年11月9日（土）

午後1時30分～

場 所 利根町文化センター 多目的ホール

主要事業等の取組み状況について

総合振興計画とは？

町の将来像を示し、その実現のための施策を総合的・体系的にまとめたもので、町の最上位計画となるもの



第5次総合振興計画の策定の流れ

- ① 町民意見の聴取
 - ・ アンケート調査の実施
 - ・ まちづくり住民ワークショップ
 - ・ 中学生ワークショップ
- ② 利根町総合振興計画等策定委員会
(役場内で組織し、計画案を策定)
- ③ 利根町振興計画審議会
(外部有識者で組織し、計画案を審議)
- ④ パブリックコメント・住民説明会の実施
(計画最終案について町民意見を伺う)
- ⑤ 計画案を議会に提出して議決を求める

- 地域公共交通計画とは
- ◆ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地方公共団体が策定する「地域にとって望ましい地域旅客サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープランです。
- ◆ 令和2年に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正により、地方公共団体による地域公共交通計画の策定が努力義務化されました。

	地域公共交通計画
計画の対象	・ 公共交通のネットワークの確保・維持 ・ ダイヤや運賃など、サービスを総合的に捉えた改善・充実 ・ 地域の輸送資源を総動員する具体策
位置付け	・ 地方公共団体による計画策定を法的に努力義務化 ・ 基本的に全ての地方公共団体において計画の策定・実施に取り組む

●地域公共交通計画策定の目的

町はこれまで、路線バスが運行されていない「交通空白地域」の解消のため、路線バスの路線変更・増便の要望、無料で町内を循環する福祉バスの運行、ドアtoドアで移動できるデマンド型乗合タクシーの運行、栄橋の交通渋滞解消のための若草大橋有料道路の平日朝の通勤時間帯の無料措置など、公共交通の対策に取り組んできました。

しかし、少子高齢化の進展と人口減少に伴い、公共交通利用者は減少傾向にあり、路線バスの便数も減少し、また、高齢者の増加により運転免許返納による交通弱者の増加傾向にあるなか、公共交通による移動手段対策は、まちづくりや地域活性化への重要な課題となっています。

そこで、町の公共交通のあり方を見直し、問題点・課題を明らかにすることにより、限られた輸送資源を最大限活用し、持続可能な地域公共交通サービスを確保することを目的としています。

●計画期間

令和7年度から令和12年度までの6年間

(第5次利根町総合振興計画前期基本計画の終了年次と第5次利根町総合振興計画後期基本計画と開始年次を合わせるため)

●計画策定までの主な業務

【令和5年度】

- ①町民アンケートの実施（満16歳以上の町民 3,000人）
- ②地区懇談会（ワークショップ）の開催
- ③公共交通利用者に対するアンケート調査
- ④交通事業者へのヒアリング調査



【令和6年度】

- ①地域公共交通計画の立案
- ②住民説明会・パブリックコメントの実施



●計画策定後

地域公共交通計画策定後は、計画に基づき事業を実施し、地域公共交通活性化協議会において、毎年度、前年度の計画達成状況の報告・評価・必要に応じ見直しをしていきます。



【活用方針】

《利根町健康増進等複合施設》旧文小学校

- ・ 町民のための健康増進施設
- ・ 子育て世帯の支援・交流の施設
- ・ 町内外から人が集まる施設
- ・ 町民団体の活動拠点及び地域住民が活用できる施設
- ・ 災害時避難場所の確保

《利根町総合教育センター》旧文間小学校

- ・ 教育センターを中核とした教育・学習支援施設
- ・ 町民団体の活動拠点及び地域住民が活用できる施設
- ・ 災害時避難場所の確保

令和6年のスケジュール

令和6年3月

旧文小学校・旧文間小学の用途変更に伴う設計業務完了

令和6年9月3日（火）

旧文小学校・旧文間小学改修工事【議会承認により本契約】

令和6年10月9日（水）～11月8日（金）

パブリックコメント実施

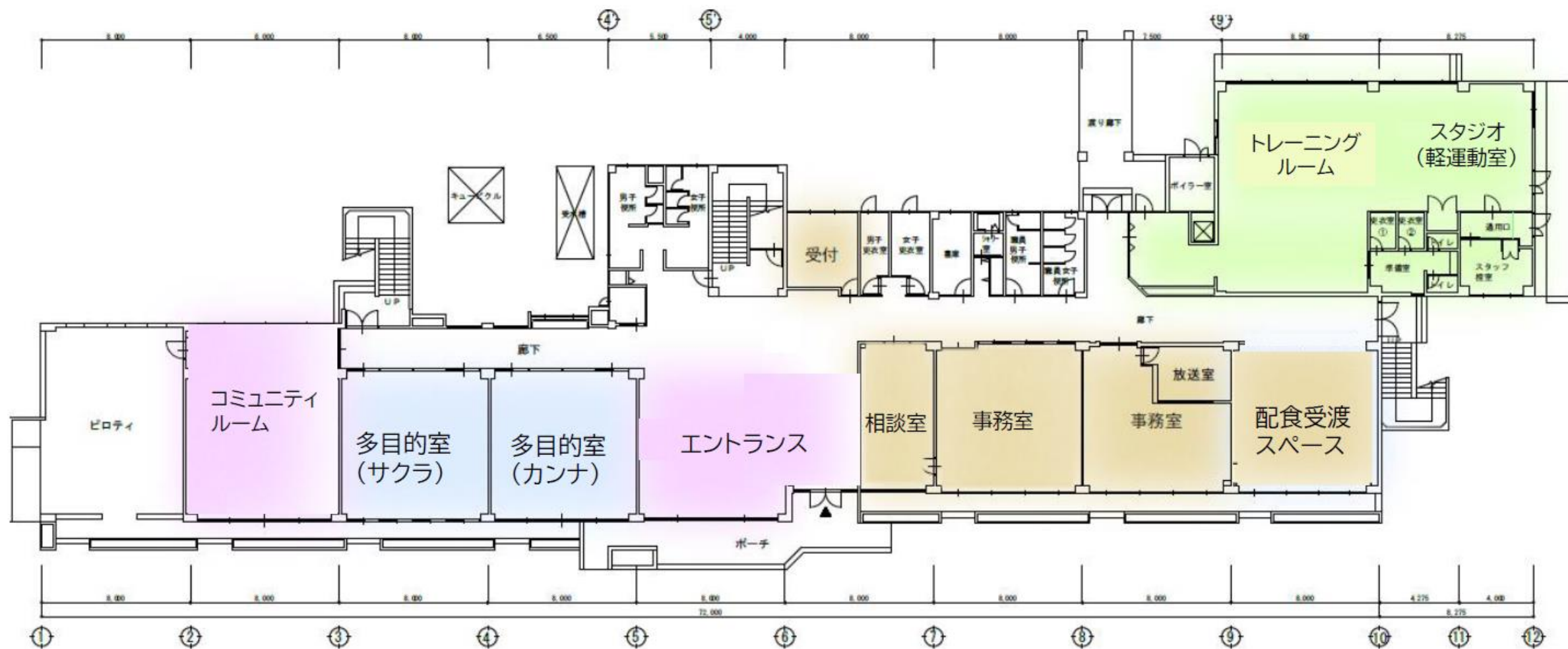
令和6年12月議会上程（予定）

- ・ 利根町健康増進等複合施設条例（案）
- ・ 利根町総合教育センター条例（案）



令和7年度 新施設供用開始予定

利根町健康増進等複合施設(旧文小学校)イメージ図案 1階

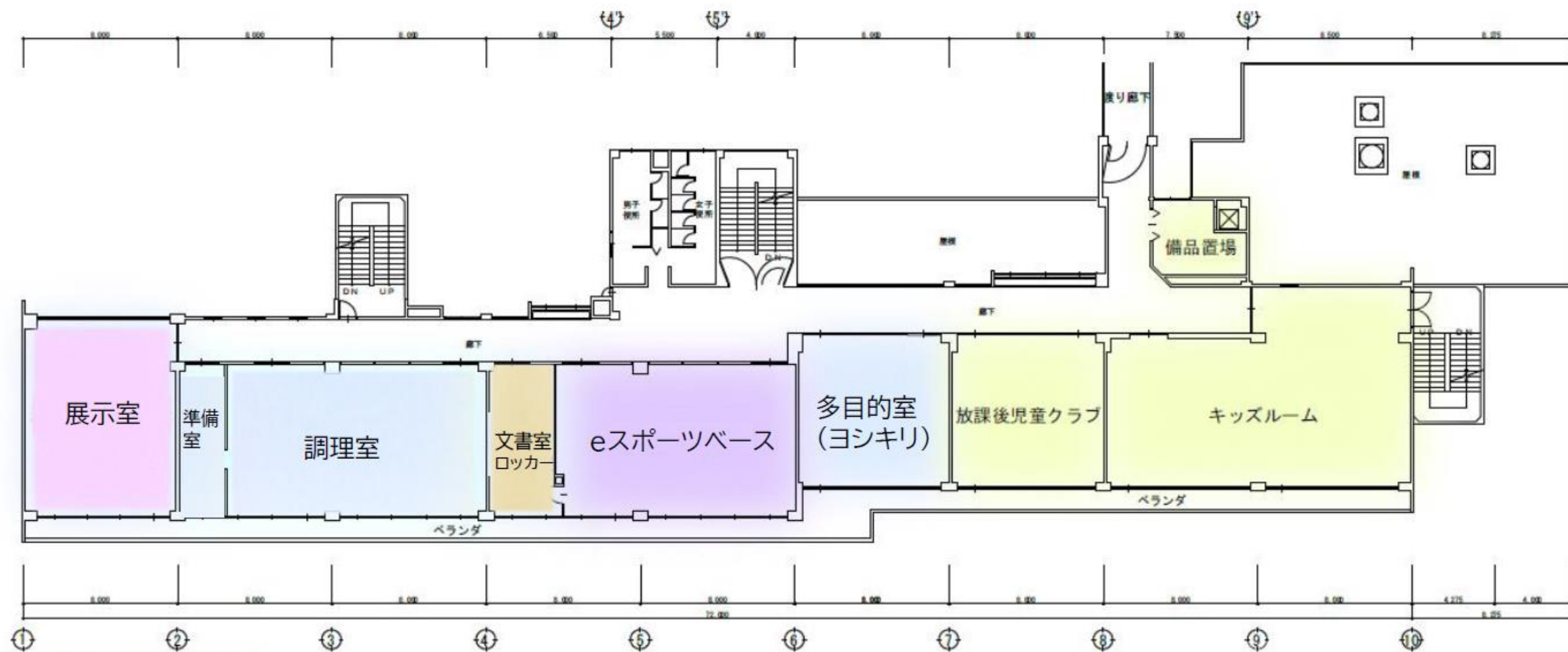


自由開放エリア

1階平面図 S=1/300

管理事務室等

利根町健康増進等複合施設(旧文小学校)イメージ図案 2階



自由開放エリア

2階平面図 S=1/300

管理事務室等

トレーニングルーム（利根町健康増進等複合施設1階）【保健福祉センター】

予算額：8,376,000円

概 要	
利 用 可 能 時 間	火～日曜日（休館日:月曜日，祝日，年末年始） 午前9時～午後7時（最終受付：午後6時）
利 用 料 金	無料（一部講座は有料）
利 用 条 件	町内在住・在勤・在学の18歳以上
利 用 方 法	当日総合窓口にて受付
実 施 予 定 事 業	トレーニングジム開設 運動教室を開講予定
設 備	運動機器 8種9台 様々な種類により全身の筋肉強化可能 高齢者仕様にも配慮された機器も複数設置 低周波体組成計 1台



e-スポーツベースについて（利根町健康増進等複合施設 2 階） 【政策企画課】

予算額：4,028,000円

概要

- 利用可能時間 午前 9 : 0 0 ~ 午後 7 : 0 0
- 休館日 月曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）
- 利用料金 無料
- 利用条件 個人利用：町内在住者のみ
団体利用：町内在住者を含む場合 3 か月前から予約可
※町外在住者のみの場合 1 か月前から予約可
- 利用方法 予約制（電話予約，窓口予約）
- 実施予定事業 パソコン・プログラミング教室等、
ワークショップの開催を予定

設備

- デスクトップ型パソコン 7 台

スペック

CPU	Intel Core i7-14700F
メモリ	32GB
グラフィックボード	NVIDIA GeForce RTX4070T SUPER



キッズスペースについて

- 利用可能時間 火～日曜日：午前 9 時～午後 5 時
（月曜日・祝日・年末年始は休館）
- 利用料金 無料
- 利用対象 町内外に住む乳幼児から小学校低学年まで
- 利用方法 窓口で受付をし、1 回 1 時間以内
- 利用内容
 - ・遊具の開放
 - ・支援活動ルームの開放（子育て支援団体等）



放課後児童クラブについて

※現在の文児童クラブからの移動

- 開級時間 平日：授業終了後～午後 6 時 3 0 分
長期休業日：午前 8 時～午後 6 時 3 0 分
（土日・祝日・年末年始・お盆休み期間は閉級）
- 利用料金 月額 5, 0 0 0 円（8 月のみ 7, 0 0 0 円）
※兄弟姉妹が在籍している場合は、2 人目以降は半額
- 利用対象 町内小学校に就学しており、かつ両親および同居家族が勤務等
のため家庭において保育できない児童
- 利用方法 利用登録（年度ごとの入級手続き）が必要
- 活動内容 適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図る

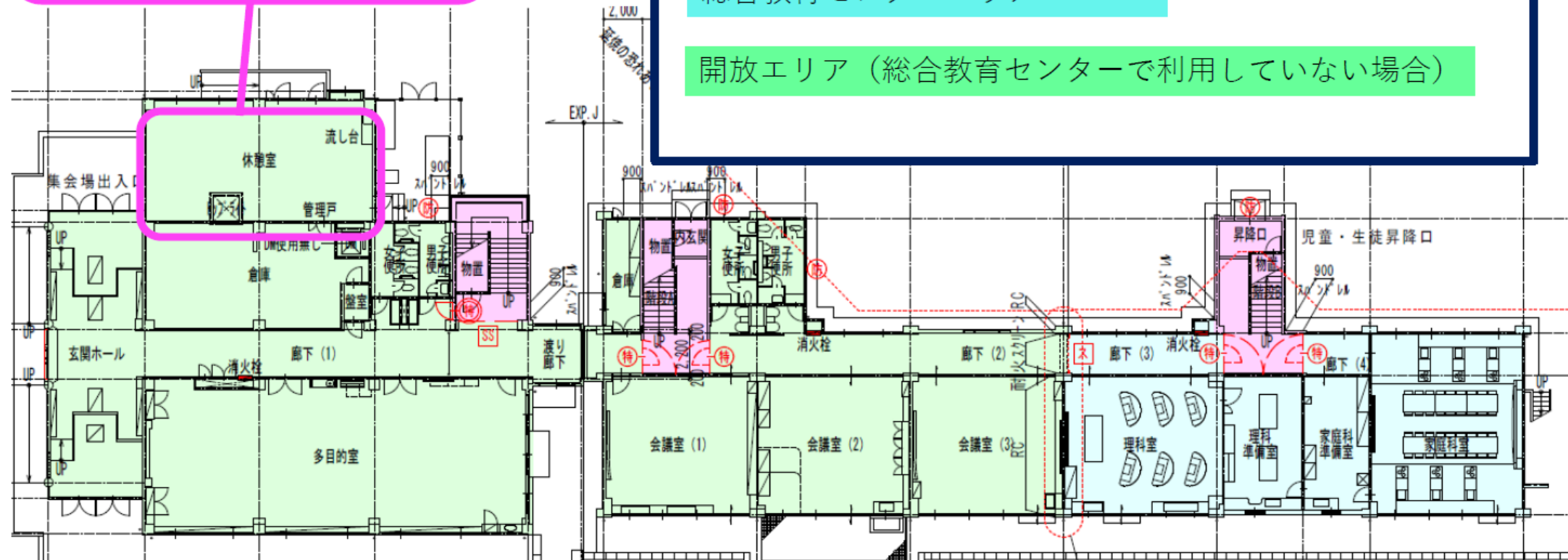
利根町総合教育センター(旧文間小学校)イメージ図案 1階

【休憩室】

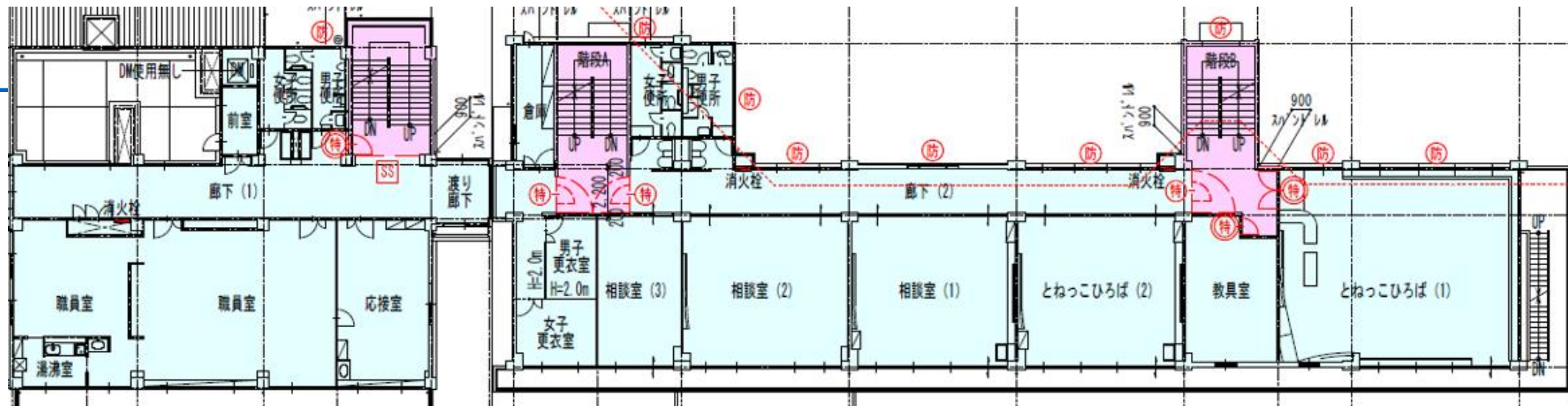
外から出入り可能で自由開放いたします。

総合教育センターエリア

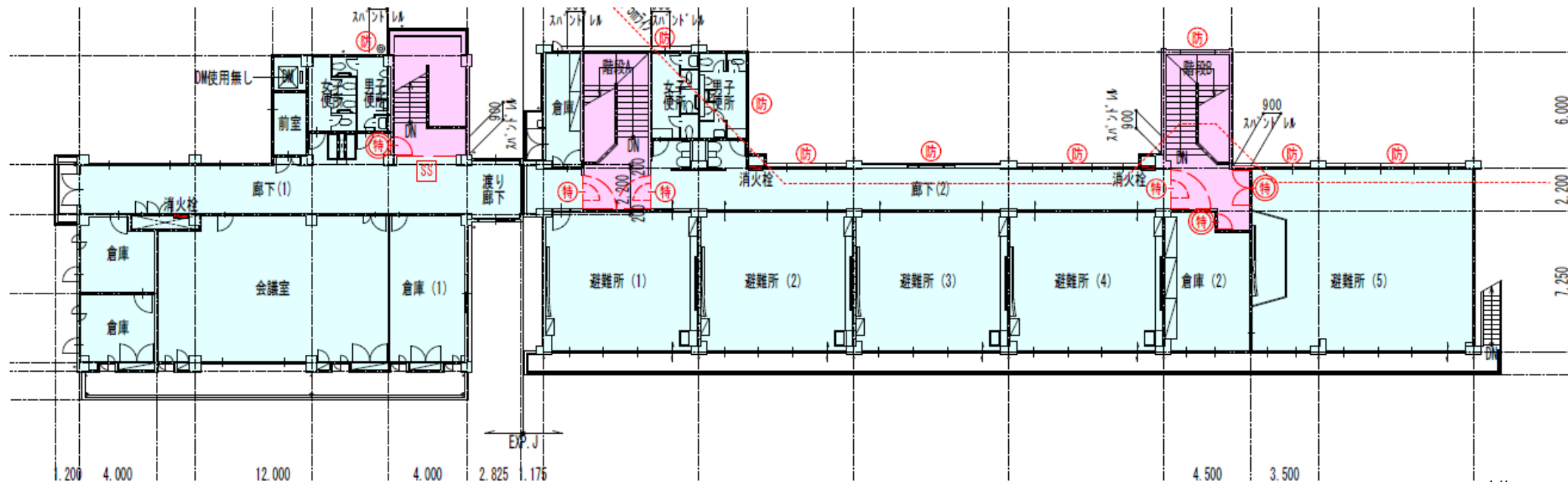
開放エリア（総合教育センターで利用していない場合）



2階



3階



適応指導教室とねっ子ひろば

不登校児童生徒に対し、集団生活への適応指導、教科指導等を行うことで、社会的自立に資することを目的とする。

■時 間：午前9時30分～午後1時30分

開室日：町立学校の始業日翌日～終業日前日

■適応指導教室指導員3名を配置（毎日2名体制で指導）

教育相談室

教育や発達に関する不安や悩みについて、児童生徒本人や保護者、教職員等からの相談に応じる。

■教育相談電話 0297-68-2213

時 間：午前9時～正午・午後1時～午後4時30分

■専門的な知識や経験をもつ相談員3名を配置

学校・教員サポート推進室

いじめ問題等の多様な教育課題に対応するための、教職員向け研修を運営する。また、教職員が抱える学校教育に関する悩みに対し、解消に向けたサポートを行う。

■教職員向け研修会の企画・運営

（管理職研修・若手教員研修・生徒指導主事研修など）

■学校運営指導員2名の配置による学校サポート

コミュニティ・スクールサポート推進室

地域の方々とともに利根町立小・中学校の学校運営を推進するための協議組織である「学校運営協議会」の事務局を置く。また、学校づくりに地域の声を生かしていくための窓口とする。

■電 話 0297-68-2227

時 間：午前9時～午後3時

■コミュニティ・スクール指導員1名を配置

地域おこし協力隊 2名（稲垣 鉄平 隊員・田井 誠 隊員）

「スポーツまちづくりコーディネーター」として令和6年1月就任。
政策企画課・生涯学習課に在席しており、スポーツを軸とした健康増進に関することや、新たなスポーツイベントの企画、町内スポーツ団体の支援など、子どもから高齢者まで町民の方々が健康で元気に過ごせるまちづくりとスポーツによる地域コミュニティの活性化のために活動している。



広報とね令和6年4月号より

現在までの主な活動

- 総合型地域スポーツクラブ（とねワイワイくらぶ）での活動
- 利根中学校駅伝部への指導
- 地域クラブ活動「すぽかるとね」での指導（身体づくりクラブ）
 - ・有酸素運動やストレッチ
 - ・体力・筋力向上のトレーニング
- 各種事業の開催や宣伝活動
 - ・親子de走りの教室&食育ランチ会（10月19日開催）
 - ・町民運動会や地場産業フェスティバルでのブース出展
- その他、社会体育事業への協力等



親子de走りの教室より

●令和6年7月から活動開始



安藤 佑樹 隊員
(神栖市出身)



藤田 博基 隊員
(香川県出身)

●空き家の現状

❖ 令和5年度 空き家調査 407戸

●空き家コーディネーターの目的

- ❖ 空き家バンク登録物件の増加促進と移住希望者とのマッチング
- ❖ 空き家利活用による地域活性化
- ❖ 独自の目線で空き家の利活用による生業づくり（地域おこし協力隊の定住）



● 主な活動内容

❖ 空き家・空き地バンクの円滑な運営

- 空き家の調査、空き家所有者への対応、相談を行う
- 空き家所有者と移住希望者のマッチングを行う



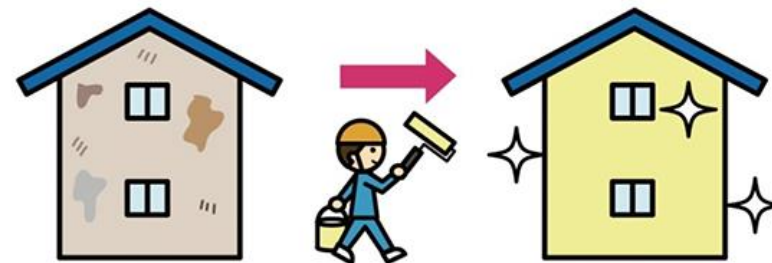
❖ 空き家所有者・移住者への情報発信

- 空き家に関する情報をSNS等を使用して情報発信する
- 移住者希望者へ向けて空き家情報をSNS等を使用して発信していく



❖ イベントの企画

- 空き家に関する相談会の実施
- 空き家を使ったワークショップの実施



●直近の活動内容



空き家の現地調査・所有者への意向調査

利根町内の空き家に足を運び、現地確認を実施
所有者に空き家の意向調査を行っています

空き家利活用計画

空き家を活用してワークショップ等を計画中



空き家に関する相談会の実施

町民に向けた空き家相談会を実施予定（2025年1月）
チラシ、SNS等を利用して告知予定です

事業主体 茨城県

現在の水田農作業の課題と対策

負担割合

国	55%	県	27.5%
町	10%	受益者	7.5%

課題

- ・区画が小さく分散している
- ・水はけが悪く営農に支障がある
- ・既存の用水施設の老朽化
- ・農道が狭く、大型機械が入れない
- ・後継者不足や高齢化により作付け出来ない

対策

- ・区画の拡大と集約
- ・排水改良
- ・用水施設の更新
- ・農道の拡幅
- ・担い手へ営農移行、集積

施工前



未整備の水田

施工後



大区画化された圃場

営農

担い手による田植え作業
(大区画化された圃場)

利根西部地区



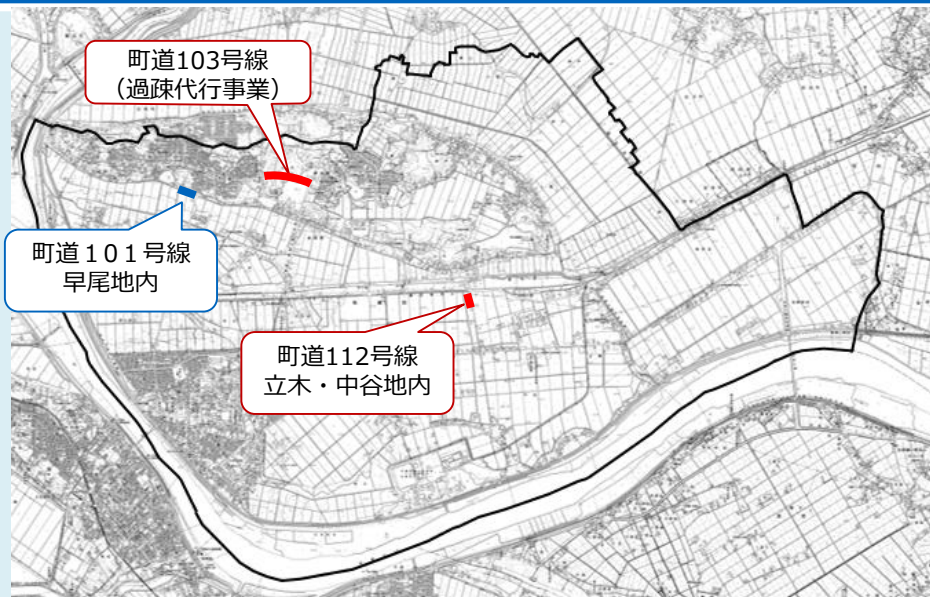
- 受益面積 241.5ha (田 : 226.0ha 畑 : 15.5ha)
- 総事業費 5,778,000 千円 (R 6 年度時点)
- 事業期間 平成30年度～令和15年度

利根南部地区



- 受益面積 104.4ha (田 : 97.7ha 畑 : 6.7ha)
- 総事業費 2,044,000千円 (R 6 年度時点)
- 事業期間 令和3年度～令和8年度

位置図



実施内容

骨格道路網の整備を図るため、町内幹線道路の拡幅工事を行います。

- ・町道112号線
農免道路の立木十字路側から中谷方面へ向け工事を開始します
- ・町道101号線、102号線（産業道路）
早尾地内のバス通りの区間において、測量設計を今年度実施し、来年度工事に着手します

【その他の道路整備】
町道103号線（過疎代行事業）

改良工事前（町道112号線）



改良工事前（町道101号線）



- 1 補助対象者 : 各区の区長（地区）
- 2 補助額 : 限度額 10万円 / カメラ1台につき
(補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額)
- 3 補助対象事業 : 各区が行う防犯カメラを設置する工事の経費の一部を1地区につき5年間で3台（同一年度内の申請については1台）を限度



- (1) 補助金の対象となるもの
 - ・ 防犯カメラの購入費用及び設置工事費用
 - ・ 防犯カメラの録画装置、モニター等周辺機器の購入、設置費用
 - ・ 防犯カメラ等の設置を示す看板等の購入費及び設置工事費用
- (2) 補助金の対象とならないもの
 - ・ 既存設備の改修や移設または撤去に係る費用
 - ・ 土地の造形に係る費用
 - ・ 土地、建物等の使用若しくは取得又は補償に要する費用
 - ・ 防犯カメラ等の維持管理（ランニングコスト）に要する費用

令和6年9月8日 防災講演会

実施内容



- ①昨年度に引き続き、防災意識向上を目的として危機管理教育研究所と防災アドバイザー業務委託を締結。
- ②令和6年9月8日に、町民を対象とした「能登半島地震を教訓とした防災対策」と題し、一人ひとりがどのように災害に備えるか事例を交えながらの講演会を開催。

保護者の経済的負担の軽減を図るため、小中学校の給食費の無償化を実施

学校給食費無償化の実施状況

R3 5ヶ月間

R4 9ヶ月間

R5 11ヶ月間（夏休み除く）

R6 11ヶ月間（夏休み除く）

→以降、恒久的に無償化を実施



アレルギー等による弁当持参者への対応

→給食費相当額の補助金を支給